西都市の企業立地奨励制度について

西都市では、市内に立地する工場や事業所、本社機能の移転・拡充を対象に、様々な支援をさせていただいています。

対象施設(業種)

工場	物の製造、加工を行う施設(植物工場を含む)
物流関連施設	貨物運送や倉庫業などに供する施設
研究開発施設	学術・開発研究機関、高度技術を工業製品等の開発 に利用するための試験・研究を行う施設
観光施設	遊園地、動植物園、スポーツセンター、レジャーランド、旅館・ホテル、公衆浴場、観光農園 等
情報サービス施設	情報サービス、インターネット不随サービス、コー ルセンター 等
特定業務施設 ※本社機能を有する施設	 ◆ 全社的な業務を行う又は複数の事業所に対する業務を行う事務所調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門国際事業部門、その他管理部門等 ◆ 事業者による研究開発において重要な役割を担う施設 ◆ 事業者による人材育成において重要な役割を担う施設

共通要件(全業種)

- ◆ 経営状態が良好である又は将来的に良好な経営状態が確保できると 見込まれるもの
- ◆ 公序良俗に著しく反しないもの
- ◆ 環境保全について、必要かつ十分な措置を行うもの
- ◆ 役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団の関係者又は 暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと

指定企業(奨励措置を受けるため)の要件

種別	区分	要件
工場 物流関連施設 研究開発施設 観光施設	新設	新設する事業所において… ① 新規雇用者及び転勤者の合計が【5人以上】 ② 事業所の整備に係る投下固定資産総額が 【2,000万円以上】
	増設 移設	増設・移設する事業所において… ① 雇用増加が【5人以上】 ② 事業所の整備に係る投下固定資産総額が 【2,000万円以上】
情報サービス施設	新設	新設する事業所において… ① 新規雇用者及び転勤者の合計が【3人以上】 ※ 投資要件無し
	増設 移設	増設・移設する事業所において… ① 雇用増加が【5人以上】 ※ 投資要件無し
特定業務施設	移転	新たに整備する事業所において… ① 新規雇用者(西都市民に限る)及び 転勤者の合計が【3人以上】 ※ 投資要件無し
	拡充	拡充する事業所において… ① 雇用増加が【5人以上】 ※ 投資要件無し

















★ 奨励措置

1 固定資産税の課税免除

工場や事業所の整備に伴い、新たに取得した「土地」、「家屋」、「償却資産」に係る**固定資産税を3年間**(土地・家屋については**延長制度**あり)課税免除します。

※ 他の制度による固定資産税の税制優遇を受けている資産は対象外

2 助成金メニュー

区分	内 容
工場物流関連施設研究開発施設	内容
	① 年間の賃借料×50%② 3年間に限り交付する

区分	内 容
情報サービス施設 特定業務施設	 ◆ 雇用奨励金 (限度額:1,000万円) ・1人当たり40万円(西都市在住者に限る)加算措置 ① 中心市街地加算 20万円 ② 障がい者 10万円
	◆ 人材採用支援助成金 (限度額:100万円) ・移転(市内に既存事業所を有しない場合)のみ ・人材確保、育成に要した経費×50%
	◆ 企業立地助成金 ・償却資産取得費×10%(1万円未満切捨) ※ 取得費が3億円を超える場合は、金額に応じて定額を助成
	◆ オフィス改装助成金 (限度額:5万円/㎡) ・既存施設の改修等に要した経費×2/3 (1万円未満切捨)
	◆ 工場等関連施設整備助成金 (限度額:2,000万円) ① 事業費が200万円以上であること ② 施設用地外の専用通信回線路、高圧電線路などの整備に要した経費×50%
	◆ オフィス賃借料助成金 (限度額:360万円/年) ① 年間の賃借料×50% ② 3年間に限り交付する
	◆ 通信回線使用料助成金 (限度額:500万円/年) ① 年間の専用通信回線使用料×80% ※ 宮崎県の補助制度を併給する場合は50% ② 3年間に限り交付する

≪雇用者要件≫

新規雇用者	① 事業所等の整備に伴い、新たに採用された常用従業員 ② 雇用保険法上の一般雇用保険被保険者(転勤者において同じ) ※ 高齢任意継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は対象外
転勤者 新設・移転のケース	① 設置区分が【工場等の新設】又は【特定業務施設の移転】② 事業所等の整備に伴い、企業内異動により赴任した者③ 赴任前の勤務地、住所ともに市外である者④ 赴任後、引き続き(無期限で)本市に住所を有する者※ 事業所の立上げメンバーなど、期限付きの者は対象外
雇用増加 増設・移設・拡充の ケース	事業所等の整備に伴い増加した常用従業員数 ※ 事業決定日を基準に純増加数 【退職者が得た場合は+αの採用が必要】
奨励金の対象	次のいずれかの対象者であって、1年以上【継続して雇用】され、 1年以上【本市に住所を有する】者 ① 新規雇用者 ② 転勤者

≪投資要件≫

対象となる投下固定資産額とは

工場等を設置するための【土地・家屋・償却資産※】の取得費用です

事業計画に基づく事業が行われていない場合は、奨励金等の返還を求める場合があります。

I 土地·家屋

【対象経費】

土地取得費、土地造成費(建物建設に伴うものに限る)、建物工事費、建物取得費及び設備取得費・工事費など

※ 市内の建設業者等の利用に努めてください

【対象外経費】

予備的に行われる建設設計費、測量・地質調査費、既存建物撤去 費など

事業計画以前に取得済みの土地・家屋

Ⅱ 償却資産

地方税法第341条第4号に該当する資産

※ 無形資産や繰延資産、所有権移転外ファイナンス・リース等については、対象外です。

【お問合せ先】

宮崎県西都市役所 商工観光課

a 0983-42-4068 **a** 0983-43-2067

kigyou_taisaku@city.saito.lg.jp